

平成 15 年度 第一回 東京都食品安全情報評価委員会
理化学専門委員会（水銀部会） 次第

平成 15 年 9 月 5 日(金)
午後 1 時 30 分開会
都庁第一庁舎 33 階
特別会議室 N 4

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 座長選出・副座長指名
- 4 議題
「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項」についての検討
- 5 今後の予定
- 6 閉会

【資料】

- 資料 1 第 1 回東京都食品安全情報評価委員会での資料と議事録のまとめ
- 資料 2 水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項について
(平成 15 年 6 月 3 日厚生労働省公表)
- 資料 3 平成 15 年 6 月 3 日に公表した「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項について」について(正しい理解のために)
(平成 15 年 6 月 5 日厚生労働省公表)
- 資料 4 平成 15 年 6 月 3 日に公表した「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項について」について(Q & A)
(平成 15 年 6 月 16 日厚生労働省ホームページ掲載)
- 資料 5 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会で提出された資料(抜粋)
- 資料 6 国際専門家会議(J E C F A)におけるカドミウム及びメチル水銀の評価結果について
(平成 15 年 6 月 26 日厚生労働省公表、平成 15 年 6 月 27 日農林水産省公表)
- 資料 7 「水銀を含有する魚介類等の摂取に関する注意事項」について検討のための項目(案)
- 資料 8 食品安全ネットフォーラム

東京都食品安全情報評価委員会
 理化学専門委員会（水銀部会）委員名簿

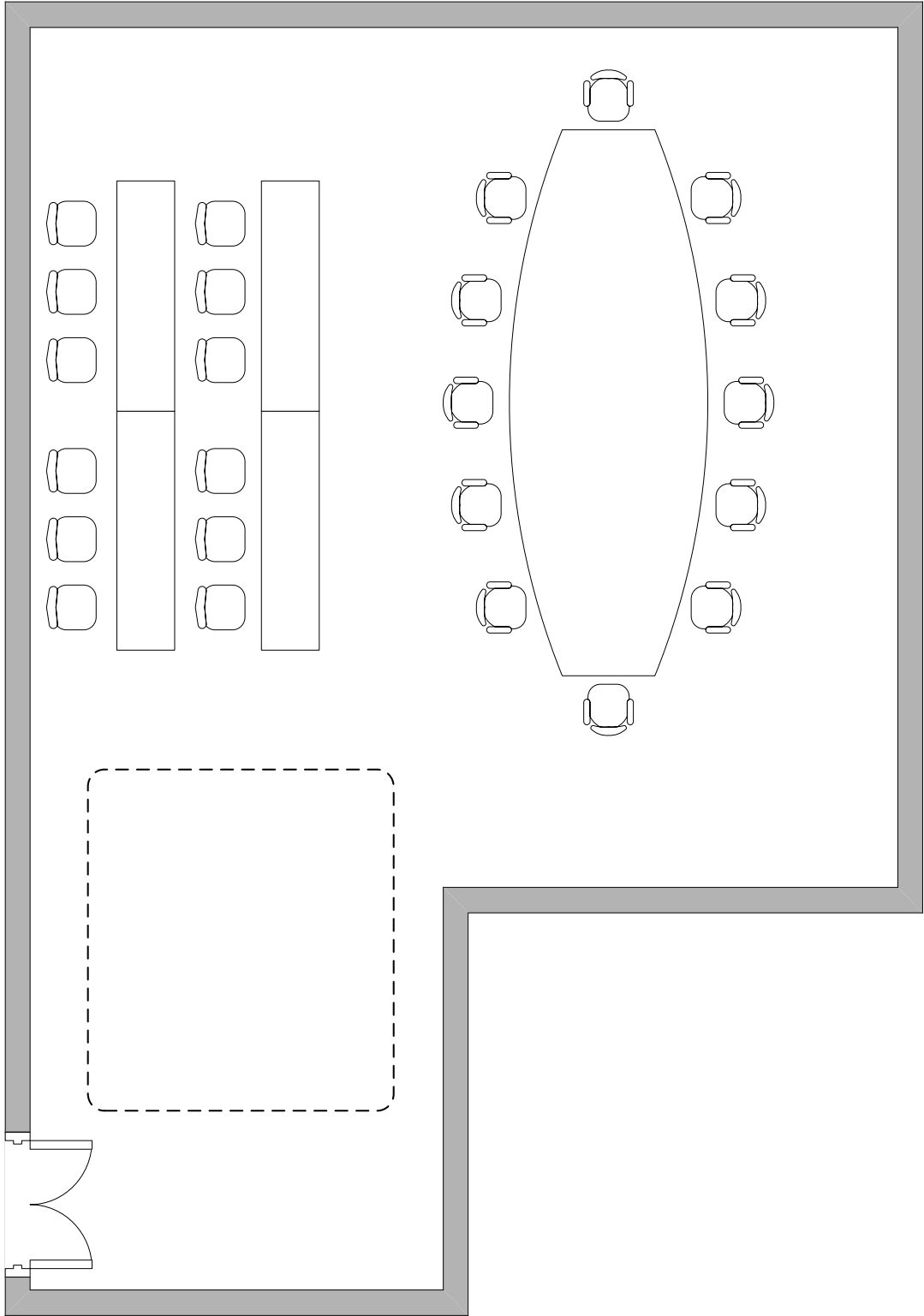
(五十音順)

氏 名	所 属 等
あお 碧 海 ゆ 西 葵	消費生活アドバイザー
あさ 浅 岡 やす 康 子	公募委員
かみ 上 村 ひさし 尚	健康安全研究センター参事研究員
しろ 代 田 ま 眞 理 子	(財)食品薬品安全センター秦野研究所試験部 安全性試験室
せき 関 澤 じゅん 純	徳島大学総合科学部自然システム学科教授
はやし 林 ゆう 裕 ぞう 造	元国立衛生試験所安全性生物試験研究センター長
まえ 前 田 やす 安 ひこ 彦	宇都宮大学名誉教授
みや 宮 崎 とも 奉 ゆき 之	健康安全研究センター食品化学部長
むら 村 上 もと 紀 子	女子栄養大学教授

事 務 局 名 簿

役 職	氏 名
安全対策課長	秋 山 義 和
食品医薬品安全部副参事（安全情報担当）	小 川 誠 一
食品医薬品安全部副参事（連絡調整担当）	村 田 由 佳
安全対策課課長補佐（安全情報係長）	栗 田 滋 通
食品監視課課長補佐（業務係長）	佐 藤 史 郎
食品監視課課長補佐（監視計画係長）	田 崎 達 明
食品監視課輸入食品・有害食品担当係長	佐 藤 正 基
安全対策課安全情報係次席	市 川 由 美 子
安全対策課安全情報係	須 田 悠 作

座 席 表



東京都食品安全情報評価委員会専門委員会設置要領

14 健 安 安 第 1521 号
平成 15 年 3 月 24 日 決定

(設置)

- 第 1 東京都食品安全情報評価委員会設置要綱(以下「要綱」という。)に基づき、東京都食品安全情報評価委員会(以下「委員会」という。)にリスク評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項以外の専門委員会を置くことができる。

(所掌事項)

- 第 2 専門委員会は、次の事項を調査・検討し、委員会に報告する。
- (1) 微生物に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。
- (2) 化学物質に関するリスク情報等の分析及び評価に関すること。

(構成等)

- 第 3 専門委員会は、委員会の委員のうちから会長が指名する委員及び会長が指名する者のうちから、健康局長が別に委嘱又は任命する委員 10 名以内をもって構成する。
- 2 前項の専門委員会にのみ属する委員の任期は、要綱第 4 (委員の任期)に準ずるものとする。

(座長及び副座長)

- 第 4 専門委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第 5 専門委員会は会長が招集する。

(会議等の公開)

- 第 6 会議及び会議に係る検討資料、会議録等(以下「会議録等」という。)は原則として公開する。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付けることができる。

(庶務)

第 7 専門委員会の庶務は、健康局食品医薬品安全部安全対策課において行う。

(補則)

第 8 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 6 月 1 9 日から施行する (15 健安安第 422 号)。